

美浜町町税等の滞納に対する特別措置に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、町税及び町国民健康保険税（以下「町税等」という。）の滞納を放置しておくことが納税義務の履行における町民の公平感を阻害することを考慮し、町税等を滞納し、かつ、納税について著しく誠実性を欠く者に対し、納税を促進するための特別措置を講じることにより、町税等の徴収に対する町民の信頼の確保を目的とする。

(督促及び滞納処分)

第2条 徴税吏員は、町税等の滞納があったときは、美浜町税条例（昭和29年条例第30号）、美浜町国民健康保険税条例（昭和30年条例第4号）、地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法においてその例によることとされる国税徴収法（昭和34年法律第147号）の規定に基づき、町税等に係る督促及び催告をし、また、滞納者の財産の差押え、換価、換価代金等の配当その他の滞納処分に関する手続を厳正に執行しなければならない。

(滞納者に対する措置)

第3条 町長は、町税等が滞納となっている場合において、当該滞納となっている町税等の徴収の促進に必要があると認めるときは、当該滞納者（以下「滞納者」という。）に対し、他の法令又は町の条例若しくは規則の定めに基づき行うものを除くほか、町長が必要と認める行政サービスの停止、許認可の拒否等（以下「行政サービスの停止等」という。）の措置を執ることができる。

2 町長は、前条及び前項の手続に着手しても、なお、必要があると認めるときは、滞納者の氏名、住所（法人にあっては、法人名及び所在地）その他必要と認める事項（以下「氏名等」という。）を公表することができる。ただし、滞納者が地方税法に規定する滞納処分に関する罪又は滞納処分に関する検査拒否等の罪に処せられたときは、この限りでない。

(美浜町町税等滞納審査会の設置)

第4条 町長は、前条第2項の滞納者の氏名等の公表の適否を決定するため、美浜町町税等滞納審査会（以下「審査会」という。）を設置するものとする。

2 前項の審査会の組織等の必要な事項は、別に定める。

(審査会への諮問)

第5条 町長は、第3条第2項の滞納者の氏名等の公表をしようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を記載した書面を審査会に提出し、その意見を聴かなければならない。

- (1) 滞納者の氏名及び住所（法人にあっては、法人名及び所在地）
- (2) 町税等の滞納額
- (3) 督促、催告及び滞納処分の手続の経過
- (4) 滞納処分のための質問、検査及び搜索の状況
- (5) 氏名等の公表を要すると認めるに至った事情を示す資料
- (6) 氏名等の公表の予定
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項
（滞納者からの事情聴取）

第6条 審査会は、必要があると認めるときは、審査会に滞納者の出席を求め、その滞納に至った事情を聴くことができる。

（審査会の意見の尊重）

第7条 町長は、滞納者の氏名等を公表するに当たっては、審査会の意見を尊重しなければならない。

（弁明の機会の付与）

第8条 町長は、滞納者の氏名等の公表が必要であると認めるときは、あらかじめその予定する措置の内容を滞納者に通知し、弁明の機会の付与しなければならない。

2 前項の規定による弁明の機会の付与の手続は、規則で定める。

（公表の方法）

第9条 滞納者の氏名等の公表は、町掲示場への掲示その他町長が必要と認める方法により行うものとする。

（損害賠償等）

第10条 町長は、行政サービスの停止等又は滞納者の氏名等を公表した結果、事実誤認等により滞納者の権利を不当に侵害したときは、その損害の賠償及び名誉の回復について誠実に対処しなければならない。

（守秘義務）

第11条 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。この場合において、その職を退いた後も同様とする。

2 前項に違反した者は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第60条の規定に準ずる。

（委任）

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成16年8月1日から施行する。